

1. 件名：「関西電力高浜発電所第1号機設計及び工事計画認可申請（1号機  
[2号機含む]減容したバーナブルポイズンの保管場所変更）」

2. 日時：令和4年10月5日（水） 15時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

戸ヶ崎安全規制調整官、雨夜上席安全審査官、宮嶋安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力発電部門 燃料保全グループ

チーフマネジャー※ 他6名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所第1号機 設計及び工事計画認可申請の概要  
（1号機[2号機含む]減容したバーナブルポイズンの保管場所変更）
- ・高浜発電所第1号機 減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に係る設計  
及び工事計画認可申請の概要について
- ・高浜発電所第1号機 減容バーナブルポイズン運搬用容器設置、B蒸気発生器  
保管庫の保管対象物変更、外部遮蔽壁保管庫の共用化及び保管対象物変更  
に係る技術基準規則への適合性について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の宮島です。ただいまより高浜発電所第1合議設計及び工事計画認可申請、減容車バーナブルポイズンの保管場所変更についてのヒアリングを開始させていただきます。それでは資料に基づいて関西電力の方から説明をお願いします。
0:00:21	感染力のヨシノです。それでは本日、資料番号で資料4の甲斐の2、
0:00:26	コメント整理表の16番、
0:00:30	の審査会合コメントの方から関谷の関係箇所から説明の方させていただきます。
0:00:38	はい。関西電力の上出です。
0:00:41	コメント番号、ナンバー16から18、この三つについては、治療率の方でご説明したいと思いますので、資料1の方をご覧ください。
0:00:53	まず1ページの今回、次のコメント、三つ記載させていただいてます。
0:01:05	一つ目、イシイ的火炎代わり区域の具体的な運用が、
0:01:11	工場直接ノー管理区域と同等であることが並びにその運用幅規定や、事業者社内標準でどのように担保されているか説明すること。
0:01:21	ということで、資料1の右肩3ページご覧ください。
0:01:27	コメント1の回答になってございます。
0:01:30	DP4両容器の構内運搬においては、原子炉施設保安規定、第105条の2に基づき、
0:01:43	政治的な管理区域を設定することとしております。
0:01:47	具体的には、下の表でご説明したいと思います。
0:01:52	大きくは三つ、管理してる項目がございまして、一つ目は海陸境界の線量、こちらの一時的な管理区域の対応としましては、
0:02:04	国内運搬に使用する道路において、あらかじめ管理区域の線量基準である1.3ミリシーベルトパー3ヶ月を満足する生地を評価し、
0:02:16	実際に運搬する際にはロープ等で菅区域を区画し、自主的な解決の設定及び解除しながら、運搬すると。
0:02:27	これにつきましては恒設のう管理区域でも、同様にて浅見シーベルト%3ヶ月を遵守して管理してございます。
0:02:37	二つ目としまして、立ち入りの防止ということで、自主的な管理区域の際はロープ等で開区域を区画するほか、
0:02:47	教室を設けることによって、他の奴隷場所と区別すると、また、放射線業務従事者以外のものが、区域内に立ち入らないよう、福祉等も配置して、監視管理すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:00	そのようになってございます。はい。恒設の管理区域においても建屋人で、管理区域を区画するほか、標識を設けることによって他の場所等区別、また放射線従事者の以外のものは、
0:03:15	かなり栗城に入らないような管理をしております。これも同様の管理になってございます。
0:03:21	それとしては物品持出の表面をOA密度というところで、今回、一時的な管理区域は、
0:03:32	汚染の恐れのある管理区域から、この一時的な関係は、汚染の恐れのない管理区域に移動しますので、
0:03:42	建屋内で照明汚染密度が基準を下回ることを確認した後に、構内運搬を実施いたします。
0:03:52	こちらについても恒設鶴飼区域でも同様に、汚染のある恐れがあると管理区域ないもの、物品を持ち出す場合には、表面汚染密度を測定してございます。こちらも同様な会議になってございます。
0:04:07	表の下に年間のイメージ図を張りつけてございます。車両にAppを今日の乗せまして、運転手、
0:04:19	車両の前後には先導車、高齢者、また、管理区域、先ほど様子見には立ち入り部、一般の人の立ち入り防止の観点から、
0:04:33	4人の者を配置して管理監視すると。
0:04:37	そういうイメージで運搬するようなこととしてございます。
0:04:43	続きまして、右肩4ページをご覧ください。こちらは具体的な管理区域の設定解除のイメージを示した資料となっております。
0:04:55	日本BPのオンラインの運搬時のうちの管理区域の設定解除につきましても、現用BP運搬容器の積載した車両周辺の経路に位置的な管理屈折し、
0:05:09	1号機及び2号機の原子炉補助建屋からの蒸気発生器を書くまでの間を、車両の移動に伴って、順次自主的な管理区域の設定解除をしながらすると。
0:05:23	下のイメージ図にございますように、例えば今燃料取替建屋からABの蒸気発生器、
0:05:33	保管庫に移動する区画を3区分に分けたとしまして、まずは第1としましては、
0:05:44	第一区画第2区画を管理的位置的な感じに設定いたします。はい。
0:05:51	2番目の、実際に車両が来通りまして、A区画1で、3段目の区画2の方に車両が行きましたら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	新たに区域さんを疑似的な管理区域に設定する。
0:06:09	それに伴いまして、通過負担等の管理、区画 1 については管理区域を解除すると、そのような形で次の段の
0:06:21	A-039A区画さんの方に行きましたら、確認を解除すると、美女器は堰保管庫に運搬し終えた場合、浅井には、
0:06:33	区画さんも解除すると、このような運用を想定してございます。
0:06:40	こちらがナンバー16 のコメント回答育ってございます。続きましてナンバー10 アマノ
0:06:49	コメントにつきましては、一時的な管理区域境界の線量を示し、時間的要素も含めて、
0:06:59	実用炉規則塩酸ミリシーベルトパー3ヶ月を満足することを説明することということで、
0:07:06	右肩 5 ページご覧ください。こちらの方に
0:07:12	の方では、ゲームBPM運搬容器の運搬において、一時的な管理区域境界を設定することとしており、
0:07:22	立ち入りを制限する位置的な回復境界付近では、
0:07:27	最大 0.4 ミリシーベルトパーアワーとなるが、
0:07:32	下図のような形が、評価において、実用炉規則の 1.3mm%3ヶ月を満足するような管理となると。
0:07:43	いうところで、評価の事例をちょっとご説明いたします。シャックで書いてございますけど、運搬時における自主的な管理区域境界での、
0:07:54	線量評価の例として、一番下の図にあります通り、車両、運搬車両と評価点、こちらの方はですね、
0:08:06	先ほどご説明した補助建屋から蒸気発生器までの運営 2 キロの道路に対して、代表で 1 点、
0:08:19	示しそこでの線量集積制御を強化したものとなります。評価方法としては、
0:08:29	最大線量の 0.5 ミリシーベルトパーとなるところが、実際図を見ていただいたら、100 メーター、左右で 50 メーターずつ離れると、
0:08:42	0.4mSv以下は十分に低下するんですけども、この線量が下がらないものとして評価してございます。で、運搬時における一時的な管理区域境界での線量評価は、
0:08:57	0.29%〇60 分掛ける 10 分間、これは一部が、車両の通過時間ということで、乗ってます。また、今回の運搬容器、14 個ありますので 14 回運搬しますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:13	そちらを乗じますと、合計 0.1mSvということになりまして、実用炉規則の 1.3mSvか 3ヶ月は、
0:09:24	十分、まず楠本評価してございます。
0:09:28	こちらの方は、No.16 の説明のプラント面との回答となっております。
0:09:34	続きましてナンバー18 のコメントですけれども、
0:09:38	右蒸気発生器保管、構内の点検作業における被ばく評価に関して、減容PPA以外の既存の廃棄物かの廃棄物からの線量が、
0:09:53	利益を考慮する必要がないこと。
0:09:57	説明することというところで右肩 6 ページ、こちらの方に、
0:10:02	新たな線源と、既存の線源NOアノ。
0:10:08	評価してございます。TOB転売おつきい他 5 でのAP蒸気発生器聴覚の
0:10:15	点検作業における被ばく量増及び 2021 年度の日蒸気発生器保管庫内の点検作業。
0:10:26	における被ばく実績を表に示しております。こちらの方、今回BPの
0:10:35	他の機能せ、被ばく線量は 4.3 人。
0:10:39	mSv、これに対して、機長どの者に対しては 0.01mSv以下というところで、こちらの方、既存のものを十分減衰して低いと。
0:10:53	ということになってございます。
0:10:56	こちらの方が、コメントナンバー18-9 回となっております。続きましてちょっと飛びますけど、コメントに 20 番、以上回答させていただきます。
0:11:07	コメント 20 番につきましては、ゲームBP運搬用キーの運搬ルートと、S Aアクセスルートと干渉について説明すること。
0:11:20	こちらにつきましては、資料の 3 番をちょっと見ていただき、
0:11:27	ご覧ください。資料 3 の 57 ページになります。
0:11:39	資料 3、A3 の 57 ページ、さ右肩参考 2 と書いてございますけど、業務用BPM間容器の運搬経路として警戒区域設定の解除についてということ、
0:11:53	一つ目のポツにちょっと書いてございますけれども、一つ目のポツの 3 行目になお書きで書いてございます。
0:12:01	ゲームBP運搬容器の運搬では、一部アクセスルートを使用することになります、運搬時に、SAが発生した場合においても、速やかにアクセスルート外に弁用PP運搬容器を、
0:12:16	運搬することが可能であると、こちらの方は、下の方に図を書いてございますけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:23	ピンクの方がアクセスルートになってございます。また、赤線の点線がA/B伝播ルートとなっております。こちらの方、赤、ピンクのルートと、幹線のルートが一部、
0:12:38	重なるところはございますけれども、何か発生した場合に、ピンクのルートから、
0:12:46	他に運搬するというところでは、それほど距離がないところに退避することが可能と。
0:12:58	いうふうに考えておりますのでこちらの方もアクセスルートには特段影響しないと、そのように考えてございます。
0:13:10	続きまして、ちょっとコメントにはございませんでしたけれども、同じ資料3の61ページをご覧ください。
0:13:23	右肩、添付資料4、こちらの方はですね
0:13:31	今回、BPの線量が1.6ミリシーベルトパーアワーというところで、特別な管理が必要なのではないかとというところで、ちょっと
0:13:45	ご質問もあったのでこちらの方、ご説明資料準備してございます。
0:13:52	こちらについてちょっとご説明いたします。現用BPは汚染拡大防止としてよう記述を保管することから一時的な管理区域は、
0:14:02	本規定第106条、管理区域外における区域か、区域区分の細江汚染の恐れのない管理区域で、
0:14:14	内海でシーベルト%以下に相当するエリアとして管理する予定になってございます。
0:14:21	後年幹事においては、
0:14:24	放射線業務従事者の1から放射線ん。
0:14:28	の最大の秘密の通り、車両の運転手の方が、で、0.07mSvパーアワーと。
0:14:39	あることから年間50ミリシーベルトカー年比較して十分これから低いことから、適切な管理ができると考えてございます。
0:14:52	また、現有BK運搬容器表面線量率は、
0:14:58	約2.6mSvで1mSvを超過するので、でございますけれども、原油PPの運搬容器のオーナー運搬時においては、
0:15:10	放射線業務従事者である作業者が、
0:15:14	運搬容器表面に近づかないような運用をすることから、
0:15:20	保安規定、第107条、
0:15:24	管理区域内における特別な措置の、ただ、ただし形。
0:15:29	ただし書きに相当し、放射線等の危険性が低い場合はこの限りではないというところで、特別な訴状は不要と考えてございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:42	応答。
0:15:43	コメントについてはコメントは、管理票の 19 番及びB11 番以降については、ちょっと説明者替わってご説明いたします。
0:15:57	はい。それではコメントNo. 19AとBSG保管庫の耐震性に係る補足説明資料において、りん曜日エンバン要件を鮭厚さ設定で考慮した内容を、
0:16:09	説明するほど説明の方を追求することというコメントにつきまして、同じく資料 3 の 63 ページをご覧ください。
0:16:20	右肩添付資料 5 と書かせていただいておりますBS上放管及び外部者様幹部の保管物変更に係る体制建屋耐震性の影響についてというペーパーについて、こちらの 3 ポツ、電UBP運搬用容器の設計の反映という形でこちらのコメントを追加させていただき、
0:16:37	次させていただいております。1 ページの減容BEPU汎用機の設計において汚染された者の線量等に係る基準、表面にmSv及び表明の表面から、
0:16:48	1メートルの 100mSv%以下、倉庫両方考慮した場合遮へいのための増厚の厚さが 130 センチ、容器の重量が 37トンとなり、
0:16:58	当然 2 ポツ目で示した括弧に示した通り、BSジャパンとの対策や強度評価結果がより厳しくなることから平和通算のための動圧ナフサは、表面 2mSvのみを考慮して、
0:17:11	板厚を 20 水約 20 センチ容器の重量を約 27トンとさせていただいてましたことを追加させていただいております。
0:17:20	コメント 19 につきましては以上となりまして、続いてポイント番場 21、資料 2 をご準備をお願いします。
0:17:28	資料 2 の 16 ページ目になります。
0:17:35	はい。資料 2 の 16 ページ目ですけどもこちら技術基準規則の適合のマルバツ表、こちらを添付させていただいております、その 721 のコメントとしまして、技術基準第 11 条、火災による損傷防止に関して裁判地学FIT購入を踏まえた
0:17:52	対応を説明することというコメントに対しまして、16 ページ表下から 3 列目、第 11 条火災による損傷防止のところの理由説明のところになりますけども、
0:18:04	このすいません、こちらのなお書きのところにつけさせていただいております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:09	読み上げます。なお 2022 年 4 月 28 日付で菅原発第 55 分で申請している設工認申請の内容、査定内容が実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準の改正を踏まえた、
0:18:22	火災防護設備の基本設計方針の変更。
0:18:26	こちらに申請させていただいております。こちらの申請で最近火災防護関係の基本設計方針の変更させていただいておりますけども、運用日よりはこちらの方が先に認可するような実績がありましたら、減容BP側の基本設計方針の方も同様な記載の方総額でありますので、審査実績を踏まえまして、
0:18:45	MBP側の方も追加補正させていただこうと考えております。
0:18:49	コメントNo. 21 の回答は以上となりまして続いてコメントNo. 22、ちょっと同じくこの技術基準の表の下が 17 ページ目になります。
0:19:01	技術基準十四条行動再材料及び構造に関するのプラスで整理する理由を説明することというコメントに対しまして、17 ページ中ほど十七条のところのビフォアや、
0:19:14	備考欄になります。こちらに技術基準規則の解釈の方を記載させておりまして、理事の基準規則第 39 条括弧放射性廃棄物処分案を廃棄物処理設備と、
0:19:26	第 1 項第 5 号の解釈において、流体状の放射性物質を運搬する容器は、技術基準の第 17 条のプラス 3 容器の規定を満足すること。
0:19:37	等は、主要な固体廃棄物を運搬する容器については、同規則第 40 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定を満足すること。
0:19:46	という形で書かれてまして、主要な固体廃棄物の放射性廃棄物、固体の放射性廃棄物を運搬する容器については、プラス要求がなく、減容BPM運搬容器内はノンクラスで整理させていただいております。
0:20:00	この十四条というものは、クラス 1 機器、クラス 1 支持構造物クラス 2 機器、9 月に指示構造物クラス 3 機器+4 環境への要求上、要求事項であることから、今回の原油を引き運搬容器については関連しないと。
0:20:14	いう形で記載させていただいております。
0:20:18	すいませんあわせてちょっとこちらの技術基準の条文整理表で修正させていただいてるというのがあるので併せて説明をさせていただきます。下のページで言うと 19 ページ目。
0:20:30	になりまして、
0:20:43	ちゃう。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:44	すいません、ちょっとすいませんこちらの松江です。すいません先ほど説明取り消します。
0:20:50	合わせて次に行きましてナンバー23。
0:20:56	構内運搬時の作業イメージ図における各要員が放射性業務従事者であることを明示することにつきましては先ほど示しました資料1をご覧ください。資料1の3ページ目になります。
0:21:13	はい。資料1の右肩3ページ目の方に左下、後年ファンドのイメージ付けさせていただいておりますけども、こちらで運搬時の放射線業務従事者であるかどうかを明示するということで、このような構内予算のイメージ図につきましては放射線従事者に使って、
0:21:30	括弧書きで衛藤の方さしていただいております。
0:21:33	同様の図面の方が資料に資料3とも出てくるんですけども合わせたこちらの方にもついてさせていただいております。
0:21:40	コメント回答につきましては以上となります。
0:21:46	はい、原子力規制庁ミヤジマです。ざっとコメント回答について説明させていただいたところで、何点か私の方から質問させていただきます。
0:21:59	全体的にまず資料2先ほど来、説明いただいている資料2の第2表ですね16ページからのマルバツの表。
0:22:07	のところで、ちょっとこれ書き方の確認ではあるんですけども、
0:22:12	例えば関連性ルー
0:22:15	をつけていただいている一方で審査対象としてバツ、これは審査で見内容というところを表明してもらってるところの、ちょっと整理を考えたいなと思っています。関連性があるんだけど審査対象じゃないよっていうのは基本的にどういう考え方で、ちょっと
0:22:32	これ記載いただいているのかというところはちょっと根本的な話ではありませんけれども確認させてください。
0:22:48	ちょっとすみませんわかりづらかったかなと思うんですけども、ちょっと補足します。設計方針に変更がないから審査をしないよっていうことではないのかなと思っております、
0:22:59	設計方針が変わらないならば、
0:23:03	基本的に基本設計方針の変更をしていないので、
0:23:09	ていうところってところの考え方を示していただく。
0:23:13	もらうのかなとも思っております、関連性があるところってのは、審査漏れを防ぐためにすべからず審査する必要があるかなと考えているのでこういう確認をさせていただいてるところです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:28	菅さん、山岸です。
0:23:30	ここのそのもとの考え方を、
0:23:34	今回
0:23:35	今回の工事には、答えるの。
0:23:39	放射性廃棄物運搬容器、
0:23:42	を設置する。
0:23:44	藤。
0:23:45	今の鉄棒からもかなりの
0:23:48	廃棄物、
0:23:50	保管物を変更する。
0:23:53	それを影響する。
0:23:56	多分ね。
0:23:58	どうかと、どの条文かと。
0:24:01	提供する部分が関連性があると。
0:24:04	いう形で丸をしています。
0:24:07	実際その関連制度について、基本設計方針なり、或いは添付の運営評価書に、
0:24:17	コール国、
0:24:20	変わらないのであれば、小さな不要と。
0:24:23	いう形。
0:24:25	発議してます。
0:24:33	はい規制庁宮嶋です。はい。ということですが。いえ。
0:24:38	今になってくる。はい。
0:24:41	規制庁のトガサキですけど、アノですね。
0:24:45	今のその 1016 ページの 11 条の整理なんですけど、確かに基本設計方針は、その不燃物を
0:24:57	使うってことです。そこは変わらないと思うんですけど、実際に設工認で不燃物を使ってるかっていうのは、審査の対象になるんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
0:25:45	関西電力の福原です。
0:25:49	ここの第 11 条のところは、この表をご覧いただいた通り、関連性条文には関連性はあるけども審査対象ではないですよというのが我々の整備になってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:03	ちょっと繰り返しになりますけども審査対象ではない理由としては、3ヶ月間審査資料、井関今の資料に変更がないから、我々の整理としては審査対象ではないと。
0:26:16	いうふうにしているんですけども、今衛藤さんおっしゃられたのは、
0:26:23	へえ。
0:26:25	そうではなくて、審査対象か審査対象じゃないかは、
0:26:33	関連審査資料に変更があるかないかではなくて、この笹井の情報
0:26:43	新しく設置する実PO運搬容器そのものが不燃物であるっていうことを、
0:26:51	審査しないといけないから審査対象。
0:26:54	だと考えていると、そういうご意見とかご指摘、
0:26:59	イソダでしょうか。
0:27:00	規制庁のトガサキですけど、基本設計方針というのはその許可から来てると思うんですけど、今回その設工認ってのは基本設計方針に基づいて、
0:27:12	下、詳細設計がどうやって、設計されてるかっていうのを確認する場だと思うんですけど、基本設計方針では、不燃物を使うということなので、
0:27:25	実際使われる材料が不燃物なのかっていうのは、設工認の審査の対象なのではないか等、普通であれば考えるんですけど、
0:27:37	そのつ点についてはどういうふうにお考えですかっていうことを、
0:27:41	確認させていただきたいと思ってます。
0:27:53	少々お待ちください。うちも入ってんですけど、
0:28:18	監査主です。ちょっと待ってこちらからちょっと。
0:28:23	ご質問して申し訳ないんですけど。
0:28:27	今回の保管物金もじゃないと。
0:28:31	いうことを審査すべきではないかと。
0:28:34	いう話。
0:28:35	になると、
0:28:37	当然ながら、展示資料と、
0:28:43	資料3はですね。
0:28:47	45ページ。
0:28:49	46ページ47ページ。
0:28:53	調査の実力不足で行く添付書類。
0:28:57	一覧表。
0:28:58	になりますけれど、
0:29:00	そこを46ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:04	もう一番最後なりの火災防護設備、
0:29:09	ここら辺の
0:29:11	販売大きいが、
0:29:13	下に戻らないというのを、
0:29:16	審査すべきっていう話を言われてますかね。
0:29:21	ヤマモト商標表なり、
0:29:24	当初の廃棄物で、
0:29:27	容器の材質も出ている中に、
0:29:31	さらにその本物が、
0:29:34	現物かどうかというのを、
0:29:38	一つ一つその主査、
0:29:42	うんですかね。
0:29:47	規制庁の藤トガサキですけど。
0:29:50	だから、船そのものにもよる、よると思うんですけど、そういうちゃんと不燃、
0:29:58	例えばケーブルとか、難燃性とか、不燃性とかっていうのは、ケーブルの種類とかでちゃんと具体的に確認すると思うんですけど。
0:30:09	何かコンクリートとか、すす鉄とか、当たり前のようなものは、その方針だけで確認するというやり方もあると思うんですけど。
0:30:22	今回のこういう運搬容器の材質については、どういうふうに整理されてるのかっていうのを、
0:30:32	確認したいと思ってますですから。
0:30:36	もう一般能なんか材料ん、もうもう明らかに不燃性っていうのがわかるようなものなので、
0:30:44	具体的に、
0:30:46	材料まで確認、
0:30:49	するようなものではなくて、何か方針だけをうたっておけばいいのか、それとも何か特殊な材料とかを使うんでそこはちゃんと不燃物であるってことを、
0:31:01	確認するが必要なのかとかですね、そういうちょっと関連性が昆
0:31:09	関連性はあるんだけど審査の対象外っていうところが、どういうふうに整理されてるのかっていうのを、説明していただきたいという趣旨です。
0:31:33	関西電力の福原です。
0:31:37	他の条文に対して関連があるかないかのマルバツと審査対象であるかないかのマルバツのつけ方は、先ほど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:48	日吉の方からも私からもお話した。
0:31:52	ウェブの受け方で、今日のこのあるべき表は我々としてはつけています。
0:31:58	その時に、河崎さんおっしゃっている、この新しい運搬用容器コンクリートとか鉄とか5年物の当たり前だからいいとして、新しく作る運搬容器が本当に不燃物なのかどうかはわからないよねってところについては、
0:32:15	今ちょうど開いているページですね、19ページの第11条の右の理由欄説明のところ少し触れてますけども、
0:32:25	新たな保管物である、減容B、Dさらに括弧、運搬容器を含む、及び云々保管物是不燃物ですということを、我々としてはここで宣言といいますか説明。
0:32:39	は差し上げているつもりなんですけども、これだけはちょっと不十分ということでしょうか。
0:32:48	K規制庁のトガサキですね、例えばそのケーブルであればちゃんとあれですね難燃性ノダドという、
0:32:59	あれですねセイキ書くのを基準に
0:33:02	ただし、適合しているものだからですねそういう詳細な説明が設工認とかである、あると思うんですけど、
0:33:12	だからちょっと運搬容器がどうどういうものに位置付けられるかにもよる、よると思うんですけど、
0:33:22	不燃物だけだと。
0:33:26	わからないですよねだから、どっか主要に数冊とか、そういう
0:33:33	材質が書いてあると思うんですけど。
0:33:36	そういうザイセツだから不燃物でやるっていう、
0:33:40	説明ぐらいは必要なんじゃないかと思うんですけどいかがでしょうか。
0:33:57	関西電力の芳野ですけども、今回新たに設置させていただきます減容BP運搬容器の材料につきましては要目表でS4資格、炭素高であるってことは、
0:34:11	説明させていただいておまして、その上で第11条の不燃物であるということで条文審査対象外とさせていただいてるんですけども、そういった旨をもう少しここに記載を拡充すればよろしいでしょうか。
0:34:25	規制庁の所です。ちょっとさ、最低ちょっとそれは必要なんじゃないかなと思ってまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:32	何か審査対象になるのかならないのかっていうのは、それはちょっと手程度問題とかもあるので、
0:34:40	そこはちょっとかけ
0:34:43	検討したいと思うんですけど、そういうSSの炭素こうなので不燃物であるっていうのは、
0:34:52	備考欄には必要なんじゃないかなと思ってます。
0:35:14	関西電力の芳野ですけども、資料の修正の方向としましては我々今回審査対象外であることで考えてますので、このマルマツノバツの方は変えずに、備考欄の方に先ほど説明しましたSS400である。
0:35:29	去年がわかるような形で記載のほうを充実させていただくということで修正させていただきたいと思えますけどもそちらよろしいでしょうか。
0:35:36	関西電力の福原です。ちょっと繰り返しになりますけども、今日我々この資料は、審査対象の裏マルバツっていうのは、審査資料、添付含めて修正が発生したものを、については0、修正
0:35:53	今回の変更申請に伴って理事っていうのは変更していない、条文に関連するところというのを待つというふうな整理で、今日
0:36:04	今日の時点では整理していますというところを繰り返し申し上げさせていただきます。
0:36:13	規制庁のトガサキですけどちょっとわからないのはその基本設計方針を変更したら許可の変更も必要になるんじゃないんですか。
0:36:30	あ、関西電力の芳野ですけども、この葛西の11条に関するところに関しましては、基本設計方針が変更が発生してないので、我々としてはバツとさせていただきます、
0:36:42	当期工認の時から衛藤BS時保管庫につきましては不燃物を入れるという基本設計方針、こちらも変わってございませんので、バツとさせていただきます。
0:36:52	アオキの規制庁のトガサキですけど、ただちょっと最初に言いましたように設工認のその審査の対象というのは、基本設計方針だけではなくて、その基本設計方針に従って、
0:37:04	具体的な詳細設計がどういうふうに分まってるのかっていうのも、審査の対象になると思うんですけど、あくまでも基本設計方針だけが審査の対象というふうに考えているということですか。
0:37:24	関西電力の吉浦ですけども投資申請申請させていただき要目表及び基本設計方針に変更があったところについては審査対象条文だと考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:36	規制庁の飛ばされそうすると、基本設計方針は変わらないけど要目表は運搬容器というのは、今までなかったの、追加されてるので、
0:37:48	審査の対象になると思うんですけどいかがでしょうか。
0:41:33	防災力の吉浦です。お待たせしてすいません。コメントの方は衛藤会長いたしまして原因を新たに設置する現曜日運搬容器、こちらの方が不燃物があることと、
0:41:44	審査対象ということでこちらのバツからマルの方に修正しまして、併せて理由の目、ところに先ほどのSS三、四百を使っている旨の方追記させていただきたいと思います。
0:41:55	はい。規制庁のミヤジマですはいその方針でお願いします。
0:42:00	ちょっと高齢関係なんですけれども、前、初回のヒアリングのところで生体遮へいについての話ってのはちょっと下は記憶がありまして、
0:42:11	第 42 条のところですね、第 42 条の生体遮へい小チラーについて、生体遮へいの計算書ってつけてなかったんでしたっけっていう旨を、ツカベの方から、
0:42:24	お伺いしたのかなと思ってなんですけれども、例えば共用手続き、紙の物の変更を、を行った場合でも既存の計算条件に包絡されてるってこと。
0:42:36	というの説明はされるべきではないかなと考えています。
0:42:41	おそらく新規制工認時って、これは計算結果。
0:42:45	詳細な計算結果ってのは示していない。
0:42:48	示していないのかなと思って、ちょっと私も全然見たんですけれども、詳細の設計計算結果を示すわけではなくて、方針、
0:42:57	とか考え方っていうことを明記してるっていう対応をされていたのかなと考えてますけれども、今回の生体遮へいの
0:43:05	考え方についても、ちょっとどこかしらに追記してもらうことは可能でしょうか。
0:43:19	関西電力の芳野ですけれども、右肩紙資料 3 の 46 ページ、こちらをご覧ください。
0:43:29	こちらの方で今回の設工認申請にあたっての添付書類の方統制店舗容器の方の整理をさせていただいておりまして、496 ページの下から 5 行目生体遮へい装置の
0:43:42	放射線の遮へい及び熱除去についての計算書、こちらについて添付する市内のところを記載させていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:51	説明としましてはS情報観光こちらにつきましては、新たな収納物の減容BEPU運搬容器を入れた状態で車検条件変わりますので、熱除去。
0:44:02	汚れて遮へい及び熱除去系札を添付させていただいておりますと。
0:44:06	ただ、既存の会社返答乾固の保管物につきましては新たに今回確かに他の追加するんですけども、すべての線量が低くってということもとの線量評価してます 1.001 ミリシーベルトパーン以下の
0:44:21	ものを入れるということで、金貨の遮へい条件が満足してるから添付表と、
0:44:26	いう形でこちらの方で資料の方を反映させていただいております。
0:44:41	はい。あと、
0:44:45	これ、外部者影響看護について×なんですが、審査対象外ですこれ。
0:44:49	すいません規制庁宮嶋です。さっき、はい、江藤布施。
0:44:54	あれについてはこういうふうに記載してるってことについては今わかりますで江藤先ほどのマルバツ表、資料 2 の第 2 号かなのマルバツ表の 19 ページに第 42 条生体遮へい等について、
0:45:06	菅、記載されています。ここ、外部しゃへい協観光について審査対象×ってなっています。
0:45:16	こちらも、今の説明は最低限この備考を追加してもらった方がいいのかなと思っています。で、なおかつ、
0:45:26	すべて線表面線量が低いですよ。だから、SG保管庫から玉突きで、外部しゃへい共管後に入れますよってところ許可のところから説明してもらってるところなんですけれども、
0:45:37	これ低いよ。
0:45:40	ていうところ。
0:45:41	どっかエビデンスを持って何かしら示されてい。
0:45:46	いたところ、言いましたっけっていうところをちょっと確認させてください。
0:45:51	おそらく保安規定とかでも、
0:45:54	線量についての例えば 105 条 160107 条関係ですかね、そこら辺で、
0:46:00	どういうふうに扱うか、どういう運用をしていくかってところは、定めなきゃいけないのかなと考えてましてそこの関係もあるのでちょっとここは整理させていただきたいと思ってます。
0:47:03	すいません、関西電力の芳野ですけども資料 3 の 42 ページをご覧ください。
0:47:11	こちらであと平常時の直接ガンマ線とスカイシャインガンマ線、ガンマ線量の評価の結果の方書かせていただいております、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:47:19	一部評価条件の確保に、外部遮へい費が外部車両慣行のところで、あとBS上環境から外部遮へい保管庫に移動するコンクリート等は周囲の方が低く、0.01mSv以下。
0:47:32	衛藤市岡清野
0:47:35	遮へい性能評価における専用条件を満足していることから変更はないという形でこういった形で資料の方で記載をさしていただいております。
0:47:53	規制庁宮嶋です。ちょっと整理させてください。これ外部しゃへい共感小に入れられる物。
0:48:00	は、
0:48:01	満タンに入れても、
0:48:05	これは遮へい性の評価における評価条件を満足するものしか入れませんよっていうことは何か決まっているんですけど。
0:48:52	関西電力の芳野ですけども外部遮へい規模感先ほどおっしゃった通り満杯評価で購入の時に評価さしていただいております、
0:49:04	我々としてはこの評価条件以下のものしか入れられないと思っておりますのでそういった意味では保守制限かかっているものと考えております。
0:49:14	規制庁宮嶋です。満杯条件でこの線源以下にしかならないって。
0:49:20	てことはあれですよね、入れるもの、内容物についての、その縛りってのはどこかでされてるんですか。
0:49:33	おそらく安全のヨシノですけども、
0:49:37	もともとこの内容物の整備につきましては基本設計方針の各保管後の貯蔵物のところで制限をかけさせていただいております、
0:49:48	具体的等様々な工事で発生した今回コンクリート、鉄筋及び運営小海金物っていうものを、文書で記載させていただくことによって基本設計方針で制限されているものと考えております。はい。
0:50:02	規制庁宮嶋です。はい。許可の時もそれでええと、
0:50:06	おそらく許可の時に議論させていただいた内容でこの現用BPを直接外部しゃへい希望看護に持っていけない理由っていうことは説明していただく。
0:50:16	いたので、そういう説明になるのかなと思っています。外部遮へい保管庫の基本設計方針の中で、こういう表面線量が低いものしか入れられないっていうところ。
0:50:29	縛ってるんですよなので生体遮へいについても、
0:50:35	バツっていうふうにロジックがどんどんどんどん進んでいくんですが、
0:50:41	ちょっとここは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:43	す。1回整理してもらった方がいいのかなと思っています外部しゃへい協観光の基本設計方針を引っ張り出してきて、内容別にこういう縛りがついていて、
0:50:54	なおかつ要領がこうなので、ついた社員については、
0:50:58	江藤氏、
0:50:59	関連はするけれども審査対象ではないというふうな整理に、
0:51:04	たどり着いた道筋っていうものが、今ちょっと資料でなかなか見えてこないっていうのが、
0:51:10	今考えているところです。これ実際審査するにあたって、
0:51:15	これは
0:51:17	審査対象外ですっていうふうにはズバツと言えないところがあって審査対象外なら、なぜ審査対象外なのかってところを我々説明し、
0:51:25	その根拠を持って説明しなきゃいけないところなので、ちょっとここの整理をしたいっていうところが今質問させていただいてる意図なんですけれども。
0:51:34	ちょっとこれは、
0:51:36	あんまり、
0:51:38	分厚い資料を用意せよと言ってるわけではなくて、こういうロジックで、
0:51:43	個別に外壁保管庫については、
0:51:47	そこまで考慮しなくていいっていうふうに行き着いたそのロードマップ、施工のロードマップってところを示していただければと思っているんですけれども。
0:51:59	ないです。
0:52:03	資料3の46ページ。
0:52:07	その下が12375行目。
0:52:10	のところに、
0:52:12	榎並君が行う行。
0:52:14	評価条件を満足してるとされてますけれども、この遮へい評価条件のところ、もうちょっと細かく、
0:52:26	記載した資料を、
0:52:28	と思います。
0:52:32	はい。規制庁宮嶋ですはい。その方針でよろしくをお願いします。江藤。こちらについて全体的にも単なる詳細な

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:41	計算書をつけようと言ってるわけではなくて、あくまでも方針を示していただいて、その上で生体遮へいについては、第 42 条について衛藤新技術基準規則を満足してるところは、
0:52:53	示していただく必要があるかなと考えていますのでよろしくお願いします。
0:53:03	拝承いたしました。
0:53:06	はい。すみません。ちょっと別。
0:53:10	42 条についてははい。以上です。
0:53:13	駒井さん。
0:53:19	あとじゃあほ。
0:53:27	あ、すみません。
0:53:37	すみません少々お待ちください。
0:54:04	規制庁アマヤです。
0:54:06	パワポ 3 ページ。
0:54:07	です。
0:54:13	炉規則第二条管理区域境界の線量。
0:54:17	というところで、
0:54:20	一時的な管理区域の対応内容の欄に、
0:54:25	書いてある内容について
0:54:30	伺いたいんですが、一つは、
0:54:33	1.3 ミリシーベルトパー3 ヶ月を満足する区域を評価していう、
0:54:42	意味が、
0:54:43	もうちょっと詳しく説明してください。
0:54:55	すみません神谷さん今の話聞こえてました。はい。関西電力西田と申します。いたします。
0:55:02	宗アノSP種シーベルト%3 ヶ月というのは一般公衆の、を被ばく管理しなくてもよい基準という意味合いで、管理区域の境界を設けるときの基準として設けられています。
0:55:15	ですので、この基準以下の線量になることを確認しとけば、その貨幣
0:55:22	一般公衆の被ばく管理が特に不要ということになるので、この 1.3 シバ我々が線行こうと思ってるところは、この数字以下になる、そういうことを確認しようとしている本の記載になります。
0:55:33	隙間以上になりますか。
0:55:38	はい。そういうことだと思いました。区域を評価しということなんで、何か特別な、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:44	古藤があるのだろうかということで質問をさせていただきましたとにかく特別な評価ではなくて 1.3mSv、3ヶ月を満足するような区域を設定すると、そういうふうな
0:55:57	理解
0:55:59	でよろしいですね。
0:56:02	関西電力西原です。ご理解の通りでございます。
0:56:05	同じ欄で、
0:56:07	もう一つ質問があります。
0:56:10	一番最後の行です。維持的な管理教育の設定。
0:56:16	ポツ解除しながら運搬するということなんです。これ、
0:56:20	この解除
0:56:23	のところに注目してるわけですね、ちょっと続けますけど持つ、下の方に図があつてですね。
0:56:31	下っていうのは、4 ページですね。
0:56:33	で、
0:56:34	4 ページのイメージ図の中で、
0:56:40	赤が人間を表している、赤が赤字、赤ですね、赤い人間が、
0:56:48	4 人いて、
0:56:49	左からちょっと番号をつけて 112。
0:56:54	3、4 というふうに番号付けて
0:56:58	同定日が同定。
0:57:01	させていただきたいんですけど、この中で、
0:57:04	管理区域を解除する人って誰ですか。
0:57:16	関西電力、西田です。すいませんまずですねこの 1234 の方はすべて作業者になります。管理側の人間というのはこの場所に立っていませんので、
0:57:28	都会介助する、その人はこのパスパーさんがいないということになります。
0:57:34	つまり、このほかに介助担当者がいるということですね。
0:57:39	そうです買い食いキーの評価をやって設定するものそれぞれを運び終わったら解除するものが別にあるというご理解です。
0:57:48	わかりました。アクターというか、
0:57:51	設定解除のイメージ図の中には、これは、
0:57:56	赤は赤の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:59	その一時管理区域の中にいる人を示しているけれどもこのほかに、実は、
0:58:06	介助する人。
0:58:07	或いは設定する人ってのは別にいるんですかね。そういう人たちがいるという理解をしましたこれでいいですね。
0:58:16	関西電力西田です。ご理解の通りです。
0:58:21	それから、この同じ図でもうちょっと、
0:58:28	違う確認なんですけど、
0:58:30	ここでは、燃取建屋からSGのアンプまで例えばということでしょうけども、区画 123 って書いてます。
0:58:39	三角かなあとと思ったら、次の 5 ページのところで、
0:58:49	これは、
0:58:50	管区間なのかな、これ、100 メートルごとに区画してるのかなというふうに見え、
0:58:58	たところもあって実際に、
0:59:01	考えられている額これ、何区画っていう決まった版ん数字は出ないのかもしれませんけれどもこちらで、
0:59:09	実際の
0:59:10	この管理区域の設定解除をする。
0:59:14	イメージを持ちたいんですけども、
0:59:18	何かぐらいをイメージされてるんですか。確か 2 キロぐらいでしたよね。
0:59:42	はい。関西電力、西田です。具体的に幾つというのはまだ決定してませんけれども、田窪土岐の運用です。例えばカードだったらそのところで聞いたりとかしますんで、
0:59:54	地図で見ていただくと、何回もこう回転させるような場所があってですね、衛藤さん、5ヶ所ぐらいになるかなというふうに推測しております。
1:00:07	A4 から 5 区画イメージ。
1:00:11	ということですね。
1:00:14	わかりましたで 2 キロを、例えば、5 区画で終わると。
1:00:20	400 メートルくらいですね。
1:00:22	区画は米動く 400 メーター。
1:00:27	結構長いですね。うん。その区画の中に、
1:00:32	じゃあその区画の中に 4 名で管理空気を管理するっていうことなんですかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:42	関西電力西田です。ご理解の通りでしてその4名について、人の立ち入り制限等を行うということになります。
1:00:58	4名で400だから、
1:01:02	俳優だから、
1:01:03	だから400メートルを2人で管理するか1人200メートルを、
1:01:09	見えるという効果、
1:01:14	イメージはわかりました。今のところは以上です。
1:01:21	あ、すみません規制庁宮嶋です。ちょっと4ページ。
1:01:24	で、もう1回、別の質問させてください。
1:01:30	これ燃取建屋からSG保管庫に入れる時って作業手順的に詳細な説明を
1:01:40	していただいているところなんですけれども、キャスクローディングピットに、
1:01:46	BPを移して、下の方でトラックが待っていて、トラックに詰め込み。
1:01:54	0と。
1:01:56	経路1点、PS時保管庫ノック道路空け。
1:02:01	で、搬入しますと、この最初と最後の、
1:02:06	例えばキャスクローディングピットの
1:02:09	搬出来開けるとか、
1:02:12	SG保管庫のどっかドール開けるとかっていうところはちょっと保安規定上で、どのような
1:02:21	作業、どのような管理をされているのかってところを確認したいんですけどもちょっと
1:02:27	高浜の保安系を見た限りだと、105条の2の表があって、その表に該当する。
1:02:36	管理になるのかなと考えてるんですけどちょっとここ確認させてもらっていいですか。
1:02:47	関西電力の石田です。まず作業の内容について説明させていただきます。まず、客プロフィットから建屋の方で言う時にはですね車、建屋のシャッターがありますので、借家の開放という作業を行います。
1:03:01	岩野%達を外すっていうのもシャッターの開放と同じ位置付けでして、下あける方向は車の社会の何ていうんすかねかみたいな形ではなくてブロックを外していくというそんなイメージになってて、どちらも

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:15	とか扉を開放するというそういう作業になります。ちょっと今、次保安規定の話なんですけれども、今 150-2 のお話をいただきました。先ほど言っていた 100505-2 なんなんですけども、これは、
1:03:29	あらかじめ毎回定期検査等で行う作業としてわかっているものをお伝えしているものでして、今回はこの表の対象のものではございません。
1:03:40	今回どの対象になるかと申しますと、
1:03:44	495
1:03:47	ここの 105 条の 2 のところの 5、第 6 のところに、江藤アノ別の一時管理の設定の話を記載しております、こちらの方で手続きを行うことになります。
1:04:00	はい。説明は以上になります。
1:04:03	規制庁宮嶋ですはい。わかりました。そうですね表ってのは、
1:04:08	経験とかでわかっている定型的な作業をつくり出したものだっていう、すいませんそこで、はい、理解。
1:04:16	しました。
1:04:19	それでちょっと保安規定との、
1:04:22	関わりについては、従来より何回か議論させていただいているところなんですけれども、
1:04:31	ある程度その高線量のものを運ぶってところは、
1:04:35	になる。この作業の中で、
1:04:38	特別な措置が必要な、
1:04:41	作業。
1:04:43	ていうものはどのように考えているのかってこれちょっと 1 回確認しなきゃいけないかなと思っているんですが、
1:04:49	例えば、
1:04:52	され、
1:04:53	車が走っていくところの、これ審査会合でお話しさせていただいたんですけど垂直で一番距離が短くなる場所ってのは 0.4 ミリですよ。
1:05:03	0.4 ミリシーベルトパーアワーなんですけど、
1:05:06	そこまで
1:05:08	長い時間、
1:05:09	その管理区域表面が 0.4 ミリシーベルトパーアワーで照射されるってわけではないので、大丈夫なんですよという姿勢、ご説明だったかと思います。
1:05:20	概ね

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:22	何だろう、何かがあって車が止まったりした場合でかなり、
1:05:27	れ、管理区域、
1:05:31	すぐ外が 0.4 ミリシーベルトパーアワーの線量があるっていう状況になるのかなと思っていて、
1:05:37	ちょっと想定されるケース。
1:05:39	とかもいろいろ出てくるのかなと思っているんですが、
1:05:43	どういう整理をされてるのかって説明できますでしょうか。
1:05:53	関西電力に調べると回答いたします。ですねまずちょっとお話長くなりますけども順序を追って説明させていただきます。
1:06:03	まず運搬するときに守らなければいけないのは、放射線業務従事者の線量、これは管理区域外の方が対象になりますけれども、それと、管理区域外として一般公衆の、被ばく、こちらの方が 10 万って参ります。
1:06:18	衛藤放射線業務従事者については衛藤線量計等も出していて、実際の線量を管理できるという形で作業を行うことにしておりますけれども、
1:06:28	管理区域の外におられる一般公衆の方というのは線量計を持っておりません。ですので線量計を持たなくてもよい基準っていうのを決めるために管理区域の境界以下にするということを守っているものです。
1:06:41	その上で、ちょっと先ほどおっしゃいおっしゃっていただきました 0.4 ミリシーベルトパーアワーですけれどもこれ基本前提としているのは、衛藤、運搬費連続で移動していくようなイメージになってますのでまとまらないという前提になってるんですけども、
1:06:55	やはりその程度停止等を行う、行って、江藤シバタなきやいけないという話になれば関心 4 人いますので、その方が人を近づけないという措置がとれます。
1:07:06	一方で、江藤それは周辺監視区域の人たちですけれども、一般公衆の話ですけれども、公選業務車につきましても、その監視員がそのようにいるものですから、それ以外の跨線業務従事者もそこには近づかないとこういう措置をとって運搬できるものと考えております。
1:07:25	説明は以上になります。
1:07:27	はい。衛藤規制庁ミヤジマです。その場合で
1:07:31	管理区域の幅 6 メートルっていうものは、そこまでこだわらずに、
1:07:38	立ち入りの制限、ロープ等による区画とかってするん。
1:07:42	ですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:07:46	関西電力社ですご理解の通りでして、ただ、各区画としてロープを張るということを行いますそれに、表彰標識をつけて管理区域がこの場所から管理区域になっているということを明示いたします。
1:07:59	あわせて、関心をつきまして近づいてくるものに対しては注意喚起を行うとこういうことを行います。
1:08:06	はい、わかりました。この 0.4mm の件については、はい、わかりました。これ資料 3 の 61 ページでも、
1:08:15	放射線業務従事者に関しては、かなり詳細に説明してもらっているところかなと思ってますが、
1:08:21	これ、
1:08:23	は、
1:08:24	BP 運搬貯蔵容器って表面 1.6 ミリシーベルトパーアワーでかなりちょっと高い放射線量なんですけれども、107 条のただし書きを呼んでますと、
1:08:35	特別な措置は不要ですっていう説明なんですけれども、
1:08:41	本当に何だろう。
1:08:44	運搬するっていう、その工程の中で、
1:08:50	容器表面に、
1:08:52	接触はで、
1:08:53	絶対ないっていう想定で、これ組んでるってことですよね。
1:09:02	関西電力西尾です。はい。おっしゃる通りでして、まず江藤区画等を取得しますのでまず近づけない、それに関心になりますので近づかせないという措置を行うということになります。
1:09:13	ですので今申し上げた 107 条のところにつきましても、防災性目的等の危険性が低いとこういう判断をしております。
1:09:21	結果は以上であります。
1:09:26	規制庁のトガサキですけど、ですね今回この、特にナンバー 1 の質問の趣旨なんですけど、
1:09:36	この質問は、今回一時的管理区域の運用がありますのでそれを、
1:09:46	保安規定とか、社内基準でどのように担保されているのかを説明して欲しいっていう、
1:09:53	質問なんですけど、これは具体的に、今資料、
1:10:01	これパワポのほうの資料の 3 で、
1:10:04	3 ページのところに、
1:10:07	保安規定 105 条の 2 に基づき、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:12	この度帰属 2 条とかさ、78 条とかってというのが書かれてるんですけど。
1:10:18	これは
1:10:21	補足説明資料の 54 ページの方とか 55 ページのところでは、もう少しもう少し網羅的に書いてありまして、
1:10:31	例えば、
1:10:34	さっきのパワポの三瓶G、
1:10:38	にはちょっとないのが、
1:10:41	その補足説明資料の 54 の、
1:10:46	78 条の 6 号とか 8 項ですね。
1:10:50	箱をですね、これを、これもちゃんと説明してもらったりとか、あとその 55 ページの、その 105 条の 2 の第何項を、
1:11:01	で対応する、しているとかですね、さっき、5 項の項で対応してるって話があったんですけど、
1:11:11	55 ページを見る相当、2 行とかも線が引いてありますし、あと参考には解除の話とかもありますので、もしこちらも
1:11:23	対象にしてある、あるのであれば、具体的にだから、その管理区域と同等であるってことを説明してもらう必要があるんで、同規則の何条が保安規定の何条に、
1:11:36	該当するかと。
1:11:37	ていうのを記載をお願いしたいと思います。
1:11:44	関西電力西浦です。承知していらっしやいました。表のパワーポイントの資料の方に、先ほど補助、補足説明資料の 5、
1:11:54	東海ておりました表の不足分を正確にするのと、それから関連する保安規定の情報を明記するようにいたします。
1:12:04	規制庁の小崎です。それとですね下部規定の方なんですけど、下部規定というのは具体、具体的にはまだできてないと思うんですけど、先ほど、
1:12:15	例えば補足の 60 ページとか 61 ページで、一般の管理区域の境界が 0.4 ミリシーベルトパーとかといった高いところなので、停車時には、
1:12:29	ちゃんとあれですねその値 1 を近づけないようにするとか、あと 61 ページのほうは次、従事者も、表面容器本目には近づかないようにするとかそういういろんなルールがあると思いますので、
1:12:41	こういうルールを、その下部規定だ、どのような下部規定で、下部規定とか作業指示書とかいろんな段階のものがあると思うんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:52	どういようなルールを決められるのかっていう、そういうちょっと方針を説明してもらいたいと思ってます。だからその、
1:13:02	どういこと内容については今その説明あったようなものなんですけどどういその手段で、約束を担保されるのかっていう説明をお願いしたいと思ってます。
1:13:16	関係電力の福原です。少々お待ちください。
1:13:21	はい。
1:13:22	準備します。
1:14:42	関西電力西田です衛藤ご指示いただきました内容で修正させていただきたいと思ひますよろしくお願ひします。はい。はい。規制庁宮島です。よろしくお願ひします。江藤小チラーのこの保安規定でどのように担保するかって話。
1:14:55	については、間瀬公認の段階の直がキーを適用する。
1:15:00	して、本当によろしいのかどうかってところの議論が出发点となっていて、
1:15:05	衛藤。
1:15:07	電力さんの方で、どのように約束していくかってところを示していただくていところが大前提としてあるのでちょっと少々。
1:15:15	細かく聞いているところでございますので、
1:15:22	説明については
1:15:24	従来より行ってますけどちょっと充実させていただきたいなという考えを持っています。
1:15:30	すいませんよろしくお願ひします。
1:15:34	関西電力に対処しますちょっとだけ補足させていただきますとですね、あまり特別特別という意識ではなくてですね本来ですね技術基準にある表面 2mm、あと 1メートル 0.1mmっていうのは、
1:15:50	やはり一般公衆を防護する意味で、衛藤管理部の外を出ちゃったら、容器っていうのは古野アノフリーズというか、管理しない状態になりますんで、
1:16:03	その基準としての表面を佐瀬新美跡地目上事務員として設けられたものです。ですので管理区域内でその運搬する場合には管理区域境界で一般公衆の衛藤被ばくを防止するという考え方になってますので、
1:16:18	最初の考え方というのは管理区域が管理区域の外かってこの大きな話になります。その中で、管理区域の中で運搬する場合には手続きとし

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て、我々は保安規定に定めるやり方で、一般的管理区域を設定して運搬するとういう考え方でおります。
1:16:34	その上で今、規制庁様から言われた内容を理解して対応したいと思います。はい。はい。よろしく願いいたします。
1:16:44	ここで不安規定担保する事項について野瀬
1:16:49	説明をしてくださってという話はしまして、
1:17:03	少々お待ちください。
1:17:13	すいません規制庁ミヤジマですじゃ、ちょっと今のところ、我々の方の問題意識を1回整理させてください。まず、
1:17:20	前半の方で言っていたのは、例えば審査対象×の整理についてのお伺い です。これは11条の火災を例に挙げましたけれども、
1:17:31	新しく追加される要目表という、要目表が新しくできるものについて、火災の評価が、
1:17:39	関係はするけれども審査しなくていいのかってところの問題意識を持っていました。それで、方針としては、これ備考のところではSs-F400って いう観測を使っていますので、こちらは、
1:17:53	不燃物でしょうということの記載をしてもらってという方針なのかなと考 えています。今これ一についてはちょっとさ、再整理をお願いしているとい う。
1:18:03	再整理していただくということで
1:18:05	ご理解いただいたのかなと思っています。
1:18:08	あとは、トンクラスについても説明が追加されていまして、
1:18:14	今、ヤマダ、
1:18:19	はい。あとは、十七条ノンクラスについてもそうですねこちらは考え方を 示していただきました。
1:18:27	あとは42条の生体遮へいでこれ外部しゃへい極観光の花Cがこれ衛 藤関連0なのに審査対象×となっているところの清整理について、
1:18:38	ちょっとどういうロジックでこの整理に至ったのかということの説明は 追加してもらってということになっていたと考えています。
1:18:45	あとは、
1:18:47	保安規定の話ですね。
1:18:49	本規程及びその下部、作業指示書等で、どのように約束していけるの かってところについてはちょっと明確にわかりやすいように説明追 加してくださいというお願いをしています。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:02	あとは、全体的にこのマルバツの考え方の整理もそうなんですけれども、基準に適合してることについての説明というところは備考欄を、
1:19:13	備考欄や、これで足りなかったら
1:19:16	追加資料、資料、例えば3の中で、どういう資料を追加して、どういう資料で説明しているかってところの説明はされているんですけどもこういうところで説明していったのかなという考え方なので
1:19:29	ご説明が足りませんというところでお話したところについては、今後、
1:19:34	資料の追加をしてもらうのかなと考えています。ていう認識でいいですが関西電力さん、関西電力さんの方はいかがでしょうか。
1:19:48	関西電力ですけども廃止をいたしました。
1:19:54	はい。はい。よろしくお願いします。
1:19:59	規制庁のトガサキですけどちょっとこれは内容ではないんですけど
1:20:07	パワポ資料の6.6ページのコメント3番に対するSeno説明のところなんですけど、これは
1:20:17	4.3人mSvの根拠とかは、
1:20:21	補足説明資料の
1:20:26	最後のページの、
1:20:28	表とかで前回審査会合とかでは説明していただいたんですけど、
1:20:35	このちょっとパワポの資料24.3mSvの根拠っていうのをちょっと先ほどの補足説明資料を、
1:20:46	ちょっと点添付していただいて、
1:20:49	ちょっと説明していただきたいんですけど後、00.01はただこれ実績だけですかね何かこの、これも何かその根拠の資料があるんだったら、
1:20:59	つけていただきたいと思うんですけど、いかがですか。
1:21:08	関西電力の上出です。パワーポイント資料の右肩6ページの20、1年度時につきましては、実績の数値を書いております。
1:21:28	%規制庁のところで、4.3の方は、さっきの補足説明資料の、
1:21:34	飄々のガイド部分付けていただくことは可能ですか。
1:21:39	関西電力の上出です。申し訳ありませんサミー利子別同一の考え方っていうところは、資料充実させていただきます。以上です。
1:21:54	規制庁甘利です。
1:21:57	その時の説明特にですね左側の4.3は今まで行ってるんで充実ということですけども、
1:22:04	右側についての市様これについてもですね、要は点検、
1:22:13	へえ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:15	今までの、DG保管庫の、
1:22:19	状況と、
1:22:21	それから、現有BPM汎用機を保管した後の、
1:22:26	SG保管庫の中の状況が、
1:22:30	変わっていると、いうこと。
1:22:33	それから、
1:22:35	点検の
1:22:37	する対象も、
1:22:39	変わっている、或いは、
1:22:43	SGF間この中の、
1:22:48	空間っていいですか、点検の作業性も、もしかしたら随分違うのかもしれない。ざっくり言うと、今までは、非常に動きやすいところが、
1:22:59	この日、元UBP保管、運搬用容器が入ったことで、
1:23:06	動きにくくなったとか、そういったことも、
1:23:10	想定されますので、この今までの点検作業は、
1:23:15	非常に楽だったけどこれから楽じゃなくなるんじゃないかなっていうふう に考える。
1:23:23	は、私はそういうふうに直感的に簡単には比較できないなというふうに 思ったんですが、
1:23:28	そういったことも踏まえながら正確な認識ができるような、
1:23:34	この 0.012mSv以下というもの、正確な
1:23:39	状況がわかるような、そういった、
1:23:45	説明を
1:23:50	もですね、もう入れて要は正確にこの数字がわかるような、そんな説明 をしていただければと思います。
1:24:16	関西電力の上出です。少々お待ちください。
1:26:14	関西電力の神です。申し訳ありません今のご指摘のお話でちょっと、 2021 年度の実態がどのような状況かというのを十分、
1:26:27	認識した上で、認識しないといけないというところで、現場のですね、点 検スピードとかそういう時間とかというところをちょっと再確認いたしまし て、ちょっと
1:26:40	資料を充実させたいと思います。そのような対応でよろしいでしょうか。 はいそのように充実してください。充実してください。はい。
1:26:51	関西電力上出です。了解いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:54	は、規制庁ミヤジマですすみませんちょっと先ほど聞きそびれてしまったことで、ちょっと話変わりますけれども、資料 2 の 17 ページ、これで表第 2 号の技術基準規則適合性の話。
1:27:10	ちょっと 1 回、
1:27:12	質問です。
1:27:14	十四条材料及び構造これクラスの話っていうのは第 1 回ヒアリングから結構している話なんですけれども、
1:27:22	ちょっと整理についてさ、確認させて欲しいところがあります。
1:27:27	技術基準規則の第 39 条の第 1 項第 5 項の解釈、
1:27:33	については隆太伊井城野。
1:27:37	とは、廃棄物流体廃棄物を運搬するよ、容器っていうのは、
1:27:42	十七条のクラス 3 容器の規定満足してくださいと。
1:27:46	で、一方で、こたえ主要な固体廃棄物、
1:27:50	こう群発容器っていうのは、
1:27:54	技術運営と 40 条の第 1 項、
1:27:57	の、2 号 3 号の規定満足してくださいっていう要求です。これは、今回やるのってバーナブルポイズンだから、固体なので、この
1:28:10	十四条の話ではなく、
1:28:12	40 条の規定を満足すること。
1:28:15	をもって、この材料及び構造、
1:28:20	に変わる、廃棄物貯蔵設備等の、
1:28:24	審査をするので、ノンクラスですよっていうせ御説明。
1:28:29	と、今ここで読めるんですがその認識で間違いないんですか。
1:28:43	丸橋美馬と、
1:28:45	40 条を評価すれば、
1:28:49	木村南條。
1:28:51	繋がるかどうかちょっとよくわかりました。
1:28:54	うちとしては、
1:28:56	解釈からいけば、十七条は対象部署と、
1:29:01	ちょっと記載してるだけなので、
1:29:05	40 昭和 10 時かどうかというのは、
1:29:11	ごめんなさい。
1:29:15	えっと、はい、規制庁ミヤジマです。
1:29:17	この書き方。
1:29:20	と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:20	しては、液体の廃棄物じゃないので、十七条のクラス3には当たらないです。
1:29:27	衛藤これは放射線廃棄物、廃棄物、
1:29:32	の貯蔵設備等なので、40条で読みますっていうふうに、
1:29:37	今のところこの備考を見ると読めるんですね。なので先ほどのような認識でいいですかという確認をしました。
1:29:44	一般的に
1:29:46	前も初回のヒアリングで、ツカベから、
1:29:50	コメントがあったと思いますけれども、
1:29:54	放射性廃棄物運搬したり、
1:29:57	ていう。
1:29:58	容器、
1:29:59	特に耐震のクラスがCクラスとして評価してもらってる容器、これに関しては、
1:30:06	ノンクラスっていう位置付け。
1:30:08	ていうのはないのかなと思って。
1:30:11	います。で、これ許可の時の話もそうなんですけれども、許可の時は最初耐震ノンクラスとして出してきてもらったのに、
1:30:22	ですけれどもこれ中、中身はインカワの放射性廃棄物入ってるでしょって話で、
1:30:27	Cクラスの評価、その運搬容器の補評価に包絡され、包含されますけれどもCクラスの評価を満足してるっていう記載をしていただいたっていう経緯は、があると思います。
1:30:40	衛藤。
1:30:41	それも踏まえてこのノンクラスっていう整理。
1:30:46	は、
1:30:47	正しいのかなってところはかなり、
1:30:49	ちょっと私の方でも考えているところなんですけれども。
1:30:54	クラス、
1:30:55	1から4の、
1:30:57	機器構造物。
1:31:00	及び、
1:31:01	菅。
1:31:02	のどれにも当たらないので、
1:31:04	ノンクラスですっていう話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:31:08	そういう整理で、
1:31:09	よろしいですか。今、宗菅、関西電力さんが考えたのはそういう整理ってことなんですよ。
1:31:19	議事録が、
1:31:21	その復旧対策企画或いは、
1:31:24	ふうん。
1:31:25	もう 29 じゃない。
1:31:27	この定義のところに書いてある。
1:31:29	これとこの定義を見て、
1:31:32	の方からちょっと判断しているわけではなく、
1:31:35	ここに書きましたように、解釈、
1:31:38	行きたいと答え、
1:31:42	要求事項、違う。
1:31:44	ので、6 月にしていると。
1:31:48	そういうふうに、
1:31:53	はい、少々お待ちください。
1:32:19	すいません。規制庁宮嶋ですお待たせしました、えっと、ちょっとここに関しては、今これで、はい。これでいいですよっていうちょっと確認が今のところ持ってないのでちょっとまた引き続き持ち帰ってこちらで検討させてください。次回ヒアリング。
1:32:34	当然ちょっと、
1:32:36	また議論させていただくことになると思うんですけども、ちょっと前例、
1:32:40	その他、ちょっと解釈等をちょっとこちらで確認させていただきたいと思えますすいませんよろしくお願いします。
1:33:42	はいすいません先ほどの 17 条についてはちょっとこちらで持ち帰りますのでよろしくお願いします。ちょっと別の話をするんですけども SA のアクセスルート 2 の話をしたいんですが、
1:33:54	これってすみませんちょっと。
1:33:56	確認なんですけど非公開情報。
1:33:59	になりますか、っていうところ一旦まずその質問に入る前にさしてもらいたいんですが、
1:34:04	これって非公開ですか。
1:34:09	多分 SD のずっと非公開。
1:34:14	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:17	公開情報。
1:34:45	この関西電力の芳野ですけどもすみませんちょっと今、こちらいるメンバーでちょっと確認できませんので後日確認しまして回答させていただきます。
1:34:58	承知しましたすみません、お願いします。
1:35:02	ちょっと今、
1:35:04	はい。
1:35:09	はい。
1:35:10	すみませんちょっと、一応、
1:35:13	今、
1:35:14	ここに関して、
1:35:16	質問させていただきちょっともし、
1:35:20	非公開っていうところが発案の中でありましたらちょっとご指摘、後日していただければ。
1:35:26	ここを抜いた形で公開しますので、ちょっとこれは質問させていただきます。資料3の57ページ。
1:35:34	参考2でアクセスルート、SAアクセスルートを、
1:35:38	の話を今説明してもらってます。これ審査会合の中での指摘。
1:35:43	を踏まえて作成していただいた資料かなと考えていますが、
1:35:49	まず、
1:35:50	燃料取り燃取建屋からBS時保管区までこうやって、赤い点線でルートを書いてもらって、結構半分ぐらい、SEアクセスルートと重複しているところが、
1:36:03	あります。もしこれSAが発生した場合速やかにアクセスルート外に
1:36:09	運搬、
1:36:10	用容器をどかすことができますよって書いてあるんですけど。
1:36:15	これ例えば、一本道になってるところとか、
1:36:19	についても、そういう処置でできるのかなとこれまずい、ちょっと疑問に思っているところがあります。
1:36:27	例えば細井。
1:36:29	道がもしあったとして、
1:36:31	運搬経路、県、SAのアクセスルートってなった場合に、
1:36:36	どういうふうにとかすのかとか、もしどかしてSA要員がそこは通るときに、
1:36:42	かなりちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:44	高い線量の横を通るってところは平気なのかなってところをちょっと、
1:36:48	確認させて欲しいんですけども。
1:36:51	大丈夫でしょうか。
1:36:57	関西電力西田です。ちょっとわかる範囲でありますけどもこれといたしますとまずですね衛藤SAが発生したときにちょっと動かさないといけないルートがあるとしてそこをどかさず場合には、
1:37:09	あらかじめ会議場所等を確認しておいてそこに移動する、もしくは最悪の場合ですね一番最初に戻って館野中にもいる井手もしてしまうというそっちも可能です。
1:37:20	で、その場合におきましては保安規定、またこのときの対応も、条文ありまして、その対応を行うことで対応したいと考えているものです。以上であります。
1:37:32	規制庁宮嶋です。はい。
1:37:35	おそらく、
1:37:36	本件の中の重大事故の対処の話。
1:37:40	で、
1:37:41	例えば、
1:37:43	大きい物を運搬してる時はこうするってところが定められてるのかなと思っていましたが、そのような説明でした。衛藤。
1:37:52	これ現実的に例えば、
1:37:56	ちょっと、
1:37:57	運搬始めて、
1:38:00	で発生しましたバックで、もとあった場所に入れます。
1:38:05	というところでもSAのルートは阻害しない。
1:38:08	いいんでしょうか。ちょっと何か。
1:38:12	バックで入れるってなる。元あった場所に、
1:38:17	戻るってなると、結構時間かかりそうかなと考えてるんですけども。
1:38:23	それは大丈夫。
1:38:25	何ですか。関西電力西田です。すいません。ですね運搬Gのどこに退避するかというところはちょっとまだ検討進んでませんので、ちょっと正確にお答えすることもできないんですけども、
1:38:36	ですのでちょっと立山で戻すのはちょっと1で申し上げてしまいましたけれども、そこを確実にその通りやるというところはちょっとまだ保証ござ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いませんすいません。わかりましたありがとうございますこれに関してもSa阻害しないように、保安規定等で、
1:38:49	担保していくっていうこと。
1:38:52	でよろしいでしょうか。
1:38:56	関西電力の福原です。この 57 ページの図を見ていただきますとピンクの線と赤い点線重なってる部分が、
1:39:07	結構ありますよねというお話でしたけども、要するに発生したときに、どこに行ってるカーによりますけども、これ、
1:39:18	出発から動くまで 20 分で走りますよという車のスピードですので、重なってる部分を回避するため、刀ない位置に動かすための時間というのは、
1:39:32	長くてもせいぜい 2、3 分、5 分程度、ラップしないところまではそのまま走ればいけるのかなというふうには考えております。
1:39:47	はい。規制庁宮嶋です。はい。わかりました全体的にこれ、この赤い点線層は時間が 20 分ということなので時間のスケールについても、
1:39:57	はい。衛藤。ご説明いただいた通りのスケールなのかなとも考えています。はい、わかりました。こちらについては
1:40:04	いいかなと思うんですが。はい。
1:40:06	こちらはOKと考えています。他なんかもあります。結構いろいろ
1:40:12	事前に準備したことは来たのかなと思う。大丈夫ですか。
1:40:16	はい。すいません関西電力さんから他何かありますか、規制庁かからもう。
1:40:22	以上で、はい質問内止めなんですけど。
1:40:27	はい。反対側から特にごめん、沢辺でございません。
1:40:32	はい。ありがとうございます。ちょっと長くなってしまいましたが、これにて本日のヒアリング終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。
1:40:42	ありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。